

いじめは絶対に許されない行為です

加須市では、いじめ防止等のためのさまざまな取組をより実効的なものにし、全市的に展開するために、「加須市いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。学校や家庭、地域社会との連携・協働のもと、いじめの防止等に全力で取り組んでまいります。皆様の御協力をよろしくお願いします。

加須市いじめの防止等のための基本的な方針の内容について

1 いじめについての基本的な事項



いじめには、①ひやかしやからかい、悪口、②仲間はずれや集団での無視、③恥ずかしいこと、危険なこと、不本意なことの強要、④携帯電話等での誹謗中傷などがあります。

いじめの防止等のためには、全ての市民が、いじめが、①絶対に許されない、卑怯な行為である、②どの子にも、どの学校でも起こりうる、③大人の見えないところで行われ、発見しにくいということを共通に認識し、解決に向けて一体となって取り組んでいくことが必要です。

2 いじめの防止等のための取組



いじめ防止等のための
3つの柱

未然防止

早期発見

早期解消



学校では

- 「学校いじめ防止基本方針」を策定し、各校の実態に応じた実効的な取組を計画的に実施します。
- いじめの問題に組織的に対応するとともに、家庭や地域と連携していじめの防止等の対策を行うために、「いじめの防止等のための組織」を設置します。
- こどもたちが、いじめを防止するための解決策を主体的に考え、いじめの根絶のために取り組む活動を展開します。

市では

- こどもの健全育成を担う関係機関が連携を図るため、「いじめ問題対策連絡協議会」を組織し、市民ぐるみでいじめ防止等の対策に取り組みます。
- 重大ないじめの問題に対し、迅速な解決を図るとともに、同様の問題の再発を防止するために、「いじめ問題調査審議会」を組織します。
- 相談体制を整備するとともに、各学校のいじめ防止等の取組に対して、積極的に支援します。

「加須市いじめの防止等のための基本的な方針」において、年間3回の「いじめ撲滅期間」（第1回：5月1日～5月10日、第2回：11月1日～10日、第3回：2月1日～10日）を定めています。

この機会に、家庭や地域においても、その周囲にいじめがないか、多くの大人の目で点検してください。「いじめでは？」と思ったら、学校または加須市立教育センター（62-2955）へ連絡を！